

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成30年5月1日
【会社名】	株式会社丸千代山岡家
【英訳名】	Maruchiyo Yamaokaya Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山岡 正
【本店の所在の場所】	札幌市東区東雁来7条1丁目4番32号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	011(781)7170(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 荒谷 健一
【最寄りの連絡場所】	茨城県つくば市小野崎127番地1
【電話番号】	029(896)5800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 荒谷 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年4月26日開催の当社第25回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年4月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円

総額34,072,878円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年4月27日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行の内容について、変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

山岡 正、一由 聡及び荒谷健一を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

坂本尚幸、斉藤世司典及び渡辺 剛を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

小田切良司を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とするものであります。

第8号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust））」を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	18,924	31	-	(注)1	可決(99.84%)
第2号議案	18,894	61	-	(注)2	可決(99.68%)
第3号議案					
山岡 正	18,913	42	-	(注)3	可決(99.78%)
一由 聡	18,912	43	-	(注)3	可決(99.77%)
荒谷 健一	18,912	43	-	(注)3	可決(99.77%)
第4号議案					
坂本 尚幸	18,884	71	-	(注)3	可決(99.63%)
斉藤 世司典	18,886	69	-	(注)3	可決(99.64%)
渡辺 剛	18,883	72	-	(注)3	可決(99.62%)
第5号議案					
小田切 良司	18,885	70	-	(注)3	可決(99.63%)
第6号議案	18,867	88	-	(注)1	可決(99.54%)
第7号議案	18,867	88	-	(注)1	可決(99.54%)
第8号議案	18,866	89	-	(注)1	可決(99.53%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上